

市民への日中も含めた不要不急の外出自粛、特に午後8時以降の
不要不急の外出自粛の周知について

令和3年2月5日
飯 能 市

市民への不要不急の外出自粛の周知については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間延長に伴い、周知期間を延長します。

1 周知方法

(1) 防災行政無線の放送による周知

〔実施期間〕 令和3年3月7日（日）まで

〔放送日及び回数〕 原則として、1日2回

〔放送時間〕 午前又は午後、夕方

(2) 市ホームページ、飯能市メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、飯能市ご当地アプリによる周知

(3) 飯能日高テレビによる周知

(4) 公共施設へのポスター掲示等による周知

(5) 市役所窓口等における来庁者へのチラシ配布による周知

(6) 市立保育所、小中学校における学校だより等による周知

(7) 埼玉県との連携による街頭キャンペーンによる周知